冷蔵倉庫 における 作業の適 用除外 冷蔵倉庫については、冷蔵倉庫に附属する荷さばき場(冷蔵倉庫のプラットホーム等冷蔵室における作業に従事する労働者がその作業の一環として従事する場所)と冷蔵室との間における荷役作業及び冷蔵室における荷さばきの作業に限り、法の適用がありません。

ただし、水切りをした貨物を荷捌き場に搬入する作業、冷蔵室外における荷さばき等については、 法が適用されます。

■ 港湾倉庫について

法の適用の対象となる「港湾倉庫」とは、次の①から③のすべてに該当する倉庫をいいます。

- ① 厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫
- ② 船舶、「はしけ」、「いかだ」に組んで運送される貨物を取り扱う倉庫
- ③ ②の貨物の入出庫量が倉庫全体の入出庫量の10%以上の倉庫
 - *①の「指定した区域」について、東京港における区域は、「東京港の水域及び指定区域図」及び「港湾指定区域一覧」のとおりです。水域及び指定区域については $105\sim108$ ページを参照してください。
 - *③の「入出庫量の<math>10%」とは、最近1年間における入出庫高の実績により、次の算式により算定した数値が10%以上の倉庫をいいます。

海からの入庫量 + 海への出庫量 算 式 = ※ 総入出庫量

- *「海からの入庫量+海への出庫量」とは、船舶等に組んで運送された貨物の当該倉庫への搬入及び運送されるべき貨物の 当該倉庫からの搬出に係る合計貨物量(トン換算)をいいます。
- *東京港以外の港(6大港以外の港を含む)で水揚げされた貨物を、陸送により東京港の指定区域内にある倉庫に<mark>直接</mark>運び入れる場合も海側の貨物として扱います。
- *港湾倉庫指定後は山側貨物の入出庫作業も法の適用となります(倉庫山側荷役)。
- *ハローワークでは、厚生労働省の指示により、東京港の指定区域内の倉庫について、「入出庫量調査」を定期的に実施しています。ただし、上記①~③に該当する倉庫は、調査の有無にかかわらず港湾倉庫となります。

■ 法の適用を受けない港湾運送の行為

- ① 港湾運送事業法上の「港湾運送」の行為のうち、次の行為は法の適用はありません。
 - ◆ 検数(船積貨物についての個数の計算、受渡の証明を行う事業)
 - 鑑定(船積貨物の積付けに関する証明、調査・鑑定を行う事業)
 - 検量(船積貨物の容積、重量の計算、証明を行う事業)
 - 荷主又は船舶運航事業者の委託を受けて行う、貨物の港湾における船舶から(へ)の受取若しくは引渡の行 為